

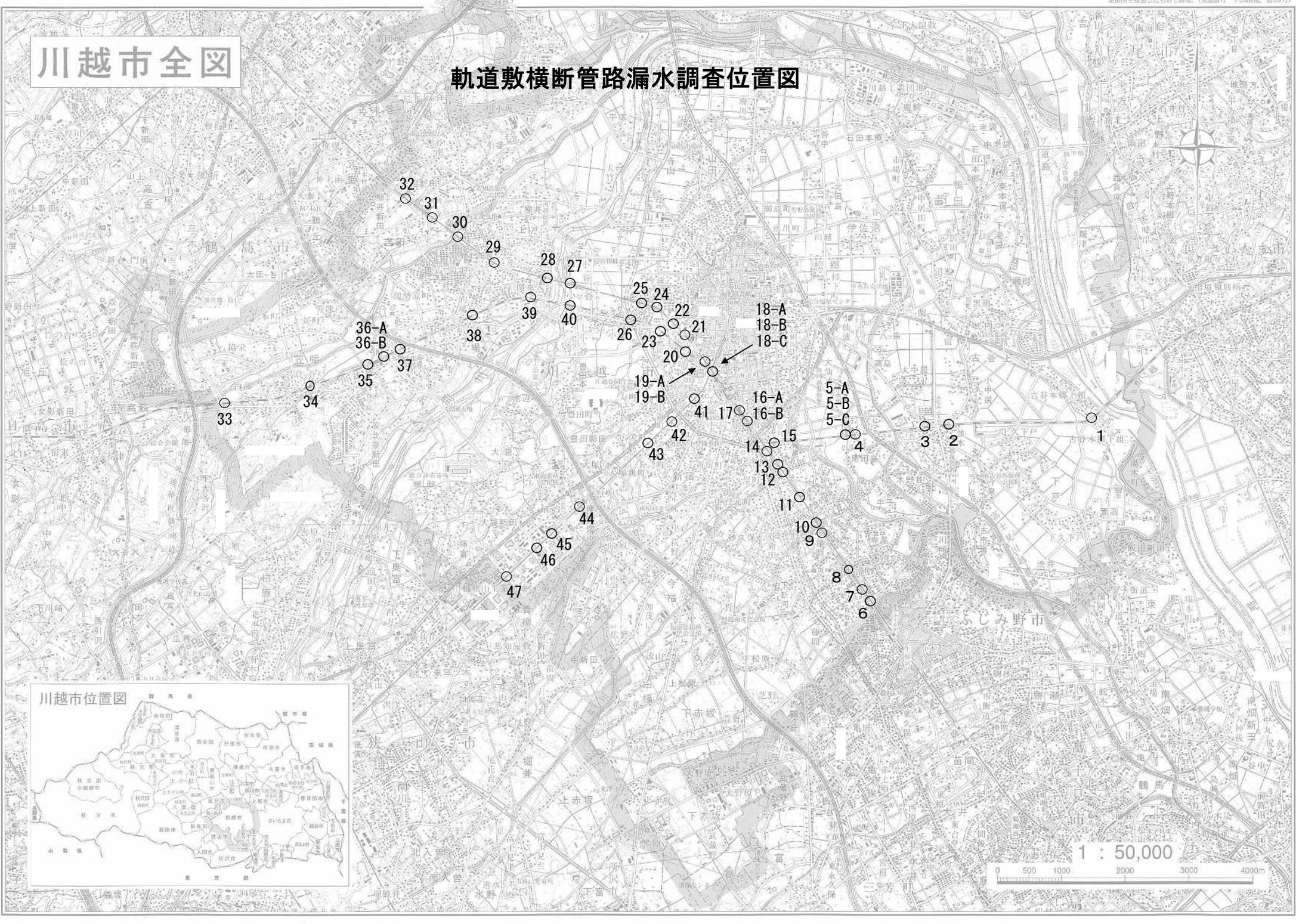
令和7年度

仕 様 書

委 託 名	軌道敷横断管路ほか漏水調査業務委託				
委 託 場 所	川越市全域				
委 託 大 要	<p>委託大要</p> <table><tr><td>路面音聴調査</td><td>68.5km</td></tr><tr><td>相関調査</td><td>6.1km</td></tr></table>	路面音聴調査	68.5km	相関調査	6.1km
路面音聴調査	68.5km				
相関調査	6.1km				

川越市全図

軌道敷横断管路漏水調査位置図

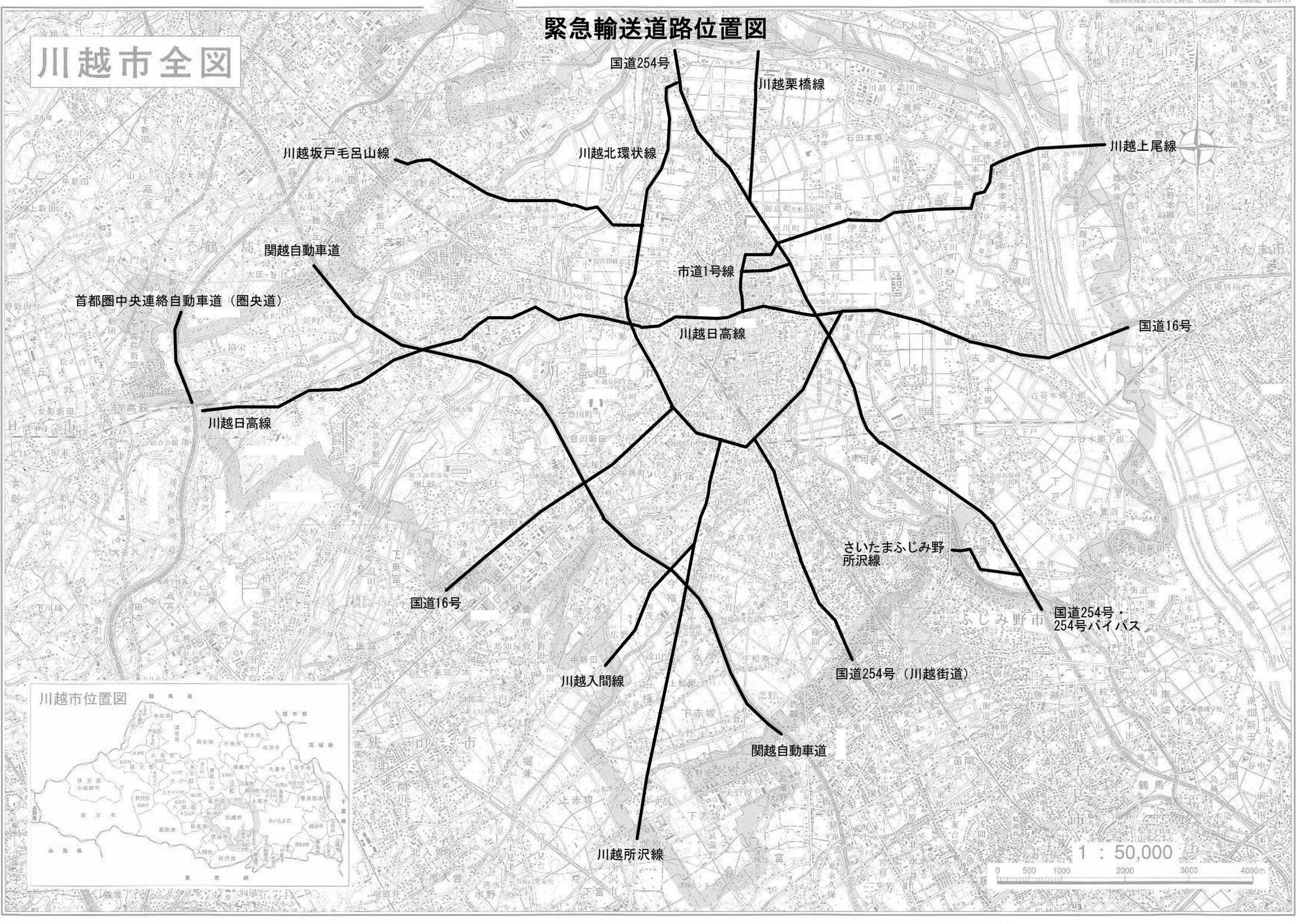


川越市位置図



川越市全図

緊急輸送道路位置図



川越坂戸毛呂山線

川越北環状線

川越栗橋線

川越上尾線

関越自動車道

市道1号線

首都圏中央連絡自動車道 (圏央道)

川越日高線

国道16号

川越日高線

さいたまふじみ野
所沢線

国道16号

国道254号：
254号バイパス

川越入間線

国道254号 (川越街道)

関越自動車道

川越所沢線



内 訳 表

工 種 種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
漏水調査費					
直接業務費					
作業計画作成	式	1.0			第1号内訳書
現場下見調査	式	1.0			第2号内訳書
路面音聴調査	式	1.0			第3号内訳書
相関調査	式	1.0			第4号内訳書
漏水確認調査	式	1.0			第5号内訳書
報告書作成	式	1.0			第6号内訳書
直接業務費 計					
直接経費(安全費)					
率計上分	式	1.0			
業務原価					
諸経費	式	1.0			
業務価格					

漏水確認調査

50～150戸/km

代 価 表

第5号

種 別	形状寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
調査助手		人				
関連式漏水探知装置損料		日				
発動発電機損料	1kVA	日				
電気ハンマードリル損料	1kVA	日				
ライトバン損料	1.5ℓ	h				
ライトバン損料	1.5ℓ	日				
ガソリン(発動発電機)		ℓ				
ガソリン(ライトバン)		ℓ				
諸雑費		式	1.00			
計						1日当り
1km当り						

軌道敷横断管路 漏水調査箇所一覧表

ポイント 番号	調査箇所	管種・管径	軌道名	ポイント 番号	調査箇所	管種・管径	軌道名
1	川越市 大字古谷本郷 1 2 8 5 番地 地先	S φ 150	J R 川越線	22	川越市 三光町 3 6 番地 3 地先	P φ 100	東武東上線
2	大字並木 2 2 4 番地 9 地先	S U φ 200	J R 川越線	23	上野田町 4 番地 7 3 地先	S U φ 150	J R 川越線
3	並木新町 9 番地 2 地先	S φ 600	J R 川越線	24	大字野田 1 3 1 1 番地 8 4 地先	P φ 100	東武東上線
4	大字南田島 1 6 2 0 番地 地先	D φ 300	J R 川越線	25	今成 3 丁目 1 4 番地 2 地先	S φ 350	東武東上線
5-A	大字南田島 6 8 6 番地 3 地先	S U φ 150	J R 川越線	26	今成 4 丁目 1 0 番地 1 5 地先	S φ 350	J R 川越線
5-B	〃 地先	S U φ 250	J R 川越線	27	大字小ケ谷 3 9 4 番地 地先	D N φ 100	東武東上線
5-C	〃 地先	S U φ 450	J R 川越線	28	霞ヶ関東 5 丁目 2 番地 3 地先	S U φ 150	東武東上線
6	清水町 1 9 番地 5 地先	S φ 150	東武東上線	29	的場北 1 丁目 2 番地 3 1 地先	D φ 350	東武東上線
7	稲荷町 2 2 番地 5 7 地先	S φ 250	東武東上線	30	大字吉田 7 4 1 番地 1 地先	D φ 200	東武東上線
8	稲荷町 6 番地 4 地先	S φ 150	東武東上線	31	大字吉田 9 7 番地 1 地先	S φ 250	東武東上線
9	大字藤間 6 9 番地 9 地先	S φ 700	東武東上線	32	大字天沼新田 1 9 4 番地 2 1 地先	S U φ 200	東武東上線
10	大字砂新田 4 9 番地 4 地先	S U φ 150	東武東上線	33	大字笠幡 3 1 9 1 番地 地先	S φ 200	J R 川越線
11	大字砂 7 9 3 番地 6 地先	S U φ 250	東武東上線	34	大字笠幡 4 5 4 0 番地 3 地先	D φ 250	J R 川越線
12	大字砂 5 7 番地 1 1 地先	D φ 150	東武東上線	35	大字笠幡 1 5 6 番地 1 5 0 地先	V φ 50	J R 川越線
13	岸町 2 丁目 1 5 番地 2 地先	P φ 75	東武東上線	36-A	大字笠幡 2 1 3 番地 9 地先	S φ 200	J R 川越線
14	岸町 2 丁目 1 8 番地 1 2 地先	C φ 250	東武東上線	36-B	〃 地先	S φ 600	J R 川越線
15	岸町 1 丁目 1 3 番地 地先	C φ 250	J R 川越線	37	的場 1 丁目 2 7 番地 9 地先	D φ 250	J R 川越線
16-A	新宿町 2 丁目 1 0 番地 1 7 地先	S φ 600	J R 川越線・東武東上線	38	大字的場 1 8 7 1 番地 1 地先	S U φ 200	J R 川越線
16-B	〃 地先	S φ 150	J R 川越線・東武東上線	39	霞ヶ関東 5 丁目 2 7 番地 2 2 地先	S φ 200	J R 川越線
17	菅原町 1 6 番地 1 6 地先	S φ 200	J R 川越線・東武東上線	40	大字小ケ谷 2 7 4 番地 地先	D N φ 150	J R 川越線
18-A	脇田本町 2 6 番地 1 0 地先	D φ 150	J R 川越線・東武東上線	41	旭町 1 丁目 2 5 番地 1 2 地先	S U φ 300	西武新宿線
18-B	〃 地先	D φ 150	J R 川越線・東武東上線	42	旭町 1 丁目 2 0 番地 5 地先	S φ 350	西武新宿線
18-C	脇田町 3 4 番地 地先	S U φ 150	西武新宿線	43	旭町 3 丁目 2 8 番地 1 0 地先	S U φ 250	西武新宿線
19-A	田町 3 2 番地 地先	S φ 350	東武東上線	44	南大塚 3 丁目 2 番地 2 0 地先	D φ 200	西武新宿線
19-B	〃 地先	S φ 350	J R 川越線	45	南台 3 丁目 1 番地 1 地先	S U φ 250	西武新宿線
20	野田町 1 丁目 1 番地 2 3 地先	D φ 150	J R 川越線	46	南台 1 丁目 1 0 番地 1 地先	S φ 700	西武新宿線
21	田町 1 0 番地 1 地先	S φ 100	東武東上線	47	南台 1 丁目 4 番地 2 地先	S U φ 200	西武新宿線

S : 鋼管 D : ダクタイル鋳鉄管 SU : ステンレス管 V : ビニール管
 C : 鋳鉄管 P : ポリエチレンパイプ DN : ダクタイル鋳鉄管 (NS型)
 DG : ダクタイル鋳鉄管 (GX型)

軌道敷調査箇所 : 4 7 箇所・5 4 ポイント

高速道路敷横断管路 漏水調査箇所一覧表

ポイント 番号	調査箇所	管種・管径	軌道名	ポイント 番号	調査箇所	管種・管径	軌道名
1	川越市 大字下赤坂 4 2 4 番地 4	地先 D φ 150	関越自動車道	23	川越市 大字笠幡 2 7 5 7 番地 1 8	地先 D φ 150	首都圏中央連絡自動車道
2	大字下松原 8 4 番地 1	地先 D φ 150	関越自動車道	24	大字笠幡 2 6 7 6 番地 9	地先 D φ 200	首都圏中央連絡自動車道
3-A	大字今福 8 0 5 番地	地先 S φ 700	関越自動車道	25	鶴ヶ島市三ツ木地内	D φ 150	首都圏中央連絡自動車道
3-B	〃	地先 S φ 200	関越自動車道	26	大字下広谷 7 9 5 番地 2	地先 D φ 150	首都圏中央連絡自動車道
4	大字今福 1 0 0 5 番地 4 3	地先 DN φ 150	関越自動車道	27	大字下広谷 4 4 5 番地 3	地先 DN φ 200	首都圏中央連絡自動車道
5	大字今福 9 7 8 番地 9	地先 D φ 200	関越自動車道	28	大字下広谷 3 8 2 番地 1	地先 D φ 100	首都圏中央連絡自動車道
6	大字今福 7 6 3 番地	地先 S φ 150	関越自動車道				
7	大字今福 7 6 6 番地 1	地先 S φ 200	関越自動車道				
8-A	中台南 1 丁目 4 番地 6	地先 S φ 700	関越自動車道				
8-B	〃	地先 S φ 250	関越自動車道				
8-C	〃	地先 S φ 200	関越自動車道				
9	南大塚 5 丁目 2 0 番地 1	地先 D φ 100	関越自動車道				
10	南大塚 3 丁目 1 0 番地 2 1	地先 DN φ 200	関越自動車道				
11-A	南大塚 2 丁目 1 番地 1 5	地先 D φ 150	関越自動車道				
11-B	〃	地先 D φ 150	関越自動車道				
12	南大塚 2 丁目 1 番地 3	地先 D φ 150	関越自動車道				
13	南大塚 1 丁目 2 番地 1	地先 D φ 350	関越自動車道				
14	大字池辺 4 2 4 番地 8	地先 D φ 100	関越自動車道				
15	大字池辺 8 8 0 番地	地先 D φ 250	関越自動車道				
16	大字的場 9 8 1 番地 2	地先 D φ 200	関越自動車道				
17-A	的場 1 丁目 1 1 番地 4	地先 D φ 100	関越自動車道				
17-B	的場 1 丁目 1 4 番地 1	地先 D φ 250	関越自動車道				
18	的場 2 丁目 1 2 番地 1 4	地先 P φ 75	関越自動車道				
19	的場 2 丁目 1 5 番地 1 8	地先 DG φ 250	関越自動車道				
20	的場 2 丁目 2 7 番地 2 3	地先 D φ 350	関越自動車道				
21	笠幡 1 0 5 0 番地 1	地先 DN φ 350	関越自動車道				
22	川鶴 1 丁目 1 3 番地 1 9	地先 S φ 350	関越自動車道				

S : 鋼管 D : ダクタイル鋳鉄管 SU : ステンレス管 V : ビニール管
 C : 鋳鉄管 P : ポリエチレンパイプ DN : ダクタイル鋳鉄管 (NS型)
 DG : ダクタイル鋳鉄管 (GX型)

高速道路敷調査箇所 : 28箇所・33ポイント

軌道敷調査箇所 : 47箇所・54ポイント

合計 : 75箇所・87ポイント

※ポイント番号7は令和7年度調査なし

軌道敷横断管路ほか漏水調査業務委託標準仕様書

川越市上下水道局

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、川越市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が指定する水道施設（軌道敷横断管路及び緊急輸送道路上の管路）の漏水調査業務委託に関する仕様について定めたものである。

(通則)

第2条 本調査業務は、契約書、仕様書及び上下水道局が貸与する資料等に基づき、上下水道局監督員（以下「監督員」という。）の指示に従い施行すること。

(受注者の義務)

第3条 受注者は、契約の履行にあたって、業務委託内容の意図と目的を十分に理解し、調査業務に必要とする体制を確立し、最高の技術を発揮するようにしなければならない。

2 受注者は、水道法、建設業法、道路法、道路交通法、河川法、騒音規制法、振動規制法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、労働者災害補償保険法その他関係法規及び川越市水道事業給水条例・施工規程等調査業務に関する諸法令規則を遵守しなければならない。

3 受注者は、調査業務に関して上下水道局または、第三者に損害を与えたときは、受注者の責任で誠意をもって賠償すること。

(提出書類)

第4条 受注者は、契約締結後、速やかに当該委託業務に係る業務従事者名簿を作成し、業務従事者名簿の中から管理技術者を選任し、その者の経歴とともに提出しなければならない。また、変更したときも同様とする。

(技術者等の選定)

第5条 受注者は、次の要件を充たす技術者を選定し調査業務に従事させなければならない。

(1) 調査技師

漏水調査業務及び漏水防止業務に精通し、業務の総括、計画、立案、指導を行う者。

(2) 調査助手

漏水調査及び管路探知等の作業に習熟する者。

(3) 調査補助員

漏水調査及び管路探知等の作業について、調査技師または調査助手の指示に従って作業を行う能力を有する者。

(現場管理)

第6条 受注者は、調査業務に従事する者に次のことを指示し、励行させなければならない。

- (1) 上下水道局が貸与する腕章を着用し、また上下水道局が発行する身分証明書を常時携帯し、第三者から請求があったときにはこれを提示すること。
- (2) 使用する調査機器等を常備するとともに、常に点検整備をし、調査精度の保持をすること。
- (3) 調査実施にあたり宅地（公有又は私有の土地）に立ち入る場合は、調査業務の目的を明確に伝えること。
- (4) 通行車両及び通行者の安全を確保し、適宜、危険を未然に防止する対策を講じること。
- (5) 既存の構造物を損傷しないように、適切な措置を講じること。
- (6) 事故等が発生した場合は、臨機に適切な措置を講じ、速やかにその旨を監督員に報告し、その指示により対処すること。

(疑義)

第7条 本特記仕様書等に疑義が生じた場合は、上下水道局と受注者の協議により決定する。

第2章 調査作業

(班編成)

第8条 調査業務の実施にあたっては、1班2名以上での体制で臨むこと。

(作業計画)

第9条 作業計画にあたっては、調査資料等をもとに、円滑な調査業務の遂行を綿密に計画し、作業計画書を提出しなければならない。

2 作業計画書には、次の事項を記載すること。

- (1) 作業概要
- (2) 現場組織（職務分担、緊急連絡体制など）
- (3) 作業計画（作業方法、実施工程など）
- (4) 安全計画（保安対策など）
- (5) その他、作業に必要な事項

(現場下見調査)

第10条 本調査に先立ち、配給水管図面と現地の管路、弁、栓類の位置確認を行うものである。

また、管種、埋設深度、地形及び調査作業の障害の有無等も同時に確認し、調査対象となる水道の施設全般を把握するものである。

(路面音聴調査)

第11条 配給水管上の路面において、漏水探知器等を用いて0.6～1.0mの間隔で音聴し漏水音（漏水擬似音）を発見するものである。

(相関調査)

第12条 調査対象の管路上二点に、相関式漏水探知器のセンサーを設置し、漏水点から発生した漏水音が、それぞれのセンサーに到達する時間差を測定する事により漏水点を特定する。

(漏水確認調査)

第13条 発見した漏水音（漏水擬似音）発生箇所を、ボーリングバーまたは相関式漏水探知装置を用いて再調査し、漏水箇所を確定するものである。

なお、漏水確認調査(km)については、調査距離の10%程度を想定する。

- 2 ボーリングバー等を用いて掘削するときは、地下埋設物等に損傷を与えないよう留意すること。
- 3 ボーリングバー等の掘削穴は、適切に補修すること。

(作業日報の作成)

第14条 上下水道局が定めた作業日報を当該作業日の翌日に監督員に提出すること。ただし、翌日が上下水道局の休日にあたるときは、その翌日とする。

(報告書の作成)

第15条 受注者は、漏水調査結果について報告書を作成し提出すること。報告書は主に漏水箇所及び漏水確認調査について記述し、調査距離(km)の10%程度を想定する。

- 2 提出する成果品は次のとおり。
 - 1) 調査日報
 - 2) 漏水箇所報告書
 - 3) 漏水箇所図
 - 4) 調査写真
 - 5) その他、監督員が指示した事項
- 3 軌道敷及び緊急輸送道路に埋設横断する管路については、漏水の有無に関わらず、次の報告書を作成する。
 - (1) 軌道敷

- 1) 調査箇所位置図
- 2) 写真（各ポイント毎）
- 3) 作業日報
- 4) 相関調査概略図、相関チャート写し（ポイント毎）

(2) 緊急輸送道路

- 1) 調査箇所位置図（作業日毎に調査範囲を記載）
- 2) 写真（作業日ごとに代表地点を撮影する）
- 3) 作業日報